

島原本広第344号  
平成24年1月26日

島根県総務部長  
赤松俊彦様

中国電力株式会社  
常務取締役 島根原子力本部  
本部長 吉林行雄

島根原子力発電所2号機 第17回定期検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申しあげます。  
さて、平成24年1月25日付け原第214号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施するとともに、全ての放射線業務従事者について法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな管理を行い、被ばく低減に万全を期します。
2. 燃料の取扱いにあたっては、厳重な放射線管理のもと慎重かつ確実に実施します。  
また、取替えた使用済燃料は、再処理されるまでの間、厳重な管理のもとで保管します。
3. 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従い適切に処理するとともに、周辺環境に影響が及ぶことがないよう厳重に管理します。
4. 定期検査期間中に行う検査および工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、機器の不具合を確認した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施します。
5. 他社の発電所等で発生したトラブル事象について、社内で情報共有を行うとともに、協力会社へ周知等を行い、同様なトラブルが発生しないよう予防に努めます。
6. 点検等で異常な傾向が認められた場合には遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告します。
7. 統合型保全システム（EAM）による点検計画管理等について、その有効性や改善すべき事項の有無について検証等を行い、確実に運用します。
8. 定期検査期間中に実施する福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策について、確実に取り組みます。また、発電所の安全性向上に向けた取り組みの状況について、みなさまに情報提供を行い分かり易い広報を行います。

以 上